

全 仏

1 / 57



実動への年

ここヒマラヤの山麓、大原野に沙羅樹林の緑につつまれて、カピラ城が美しいたずまいを見せている。花が咲きほこり、鳥が飛びかい、菩提樹下に清水をたたえた浄池と摩耶堂がある。釈尊はここにお生れになったのである。

ルンビニーの現状は、自然のまま放置され、礼拝も思うにかなわぬ所である。思えば復興を決議以來四年を経て、専門的調査もされ、日本仏教徒委員会が設置された今日、世界の仏教徒の総力を結集して復興せねばならないと思う。

申すまでもなく、ルンビニーは世界の文化財であり、仏教誕生の浄域である。文化国家育成が平和への近道である事を世界に提示するためにも、本年をルンビニー実動の年としたい。

報 恩 講

(西本願寺)

— 解説・16面にあります —

全日本仏教会

57年の新春迎えて

全日本仏教会会長

秦 慧 玉



会長 秦

された仏教遺跡の復興、修復等の問題についても思い致さねばなりません。なお一九七九年より始められた、釈尊

全日本仏教会理事長

鱒 正 浩



理事長 鱒

御生誕地ルンビニー復興にあたり、昨年私を始め、委員会を現地に派遣致し、本年より具体的に計画が進められます。ルンビニーが仏教徒の聖地として礼拝できる様復興されますことを願ひ、御一層の御協力を願つてやみません。年頭に当り、諸事所感をのべ、世界の永久平和招来のため、皆様の御道念、御支援を御願ひ致しまして、御挨拶と致します。

宗教者は世界仏教徒会議、世界宗教者平和会議、その他宗教者のあらゆる会議に

核禁止運動、世界平和運動に挺身いたしますと共に、あらゆる機会に熱心に対話を展開いたしております。

昨年はローマ法王・ヨハネパウロ二世が来日いたし、東京バチカン大使館において、全仏泰会長、藤井副会長等、十名の全仏代表者が親しく面接いたし、平和問題について種々懇談されております。

一方国内においては、科学、技術、経済のめざましい発展をみている半面、道徳的規範を逸脱し物質のみに走り、精神生活を忘れた多くの宗教無関心者がおりますことは、誠に恐るべき事で寒心に堪えません。今こそ諸悪の根源を断ち切り、

人々に真に生きる喜びを与えるよう、お互ひ努力精進すべく決意を新たにいたしたいものであります。

各位の益々の御健勝と御活躍を祈念し、新年のご挨拶といたします。

謹賀新年

財団法人

全日本仏教会

会長 秦 慧 玉

副会長 山 田 恵 諦

上 野 頼 栄

藤 井 実 応

理事長 鱒 正 浩

常務理事

中 里 德 海

阿 部 野 龍 正

久 保 埜 太 清

田 中 亮 三

芝 原 郷 音

高 藤 法 雄

吉 岡 棟 一

岩 崎 宗 秀

岩 崎 宗 秀

山 本 鳳 栄

山 本 鳳 栄

森 田 禪 朗

長 谷 川 靈 信

味 岡 良 戒

安 井 俊 雅

本 間 義 博

高 島 廣 勝



全日本仏教徒会議

57年6月24日

西本願寺

札幌別院

第二十九回全日本仏教徒会議は、昭和五十七年六月二十四日(木)に、北海道札幌市の西本願寺・札幌別院において、北海道仏教会連盟(松井義海会長)の主催により行なわれることとなった。これに先立ち、前日の二十三日には県仏代表者会議が開かれる予定。
なお、大会のあり方や内容などについては、今後、組織専門委員会及び準備委員会で討議を重ね開催される意向である。

〔写真は西本願寺・札幌別院〕

地区の人たちに識字学習を行なっている具体的経験を、熱っぽく話された(要旨は15頁に掲載)。その後、三つのグループに分かれて学習会が持たれ、午前の日程を終えた。

昼食に引きつづいて、十二時半からは再び映画(部落差別とは何か)が上映され、午後の基調講演、部落解放研究所事務局長の村越末男氏による「基本的人権と同和問題」へと移った(要旨は15頁)。その後、村越氏に対して質問等が出され、全体の学習会が行なわれた。四時からの閉会式では、勝部組織局長から挨拶があつて、全ての日程を終了。

同和研修会を開催

去る十二月十一日、東京・港区の曹洞宗事務庁を会場に、各宗派・県仏から百人の出席者を集めて、全仏・同和研修会が開催された。午前九時からの開会式では、小野島事務次長、橋全仏同和委員長、

それに会場を提供した曹洞宗の田中宗務総長から挨拶、つづいて「差別と人権の歴史」と題する映画が上映された。十時から、浄土宗の蓮池瑞旭師による講演が始まった。蓮池師は、自分が同和

松浦勝道	沼田孝道
本場大龍	永井芳雄
土持良栄	広川信雄
大石好文	高倉正信
横井鶴州	塚田賢照
小西日静	板垣隆寛

事務総局

東京都港区芝公園四ノ七ノ四
 〒一〇五 〇三(四三七)九二七五

事務総長	日野照護
事務次長	小野島元雄
総務局長	豊田英世
組織局長	勝部定昭
国際文化局長	安本利正
全仏派遣タイ駐在員	小谷亀太郎
WF日本郵務局長	職員一同

関西事務局

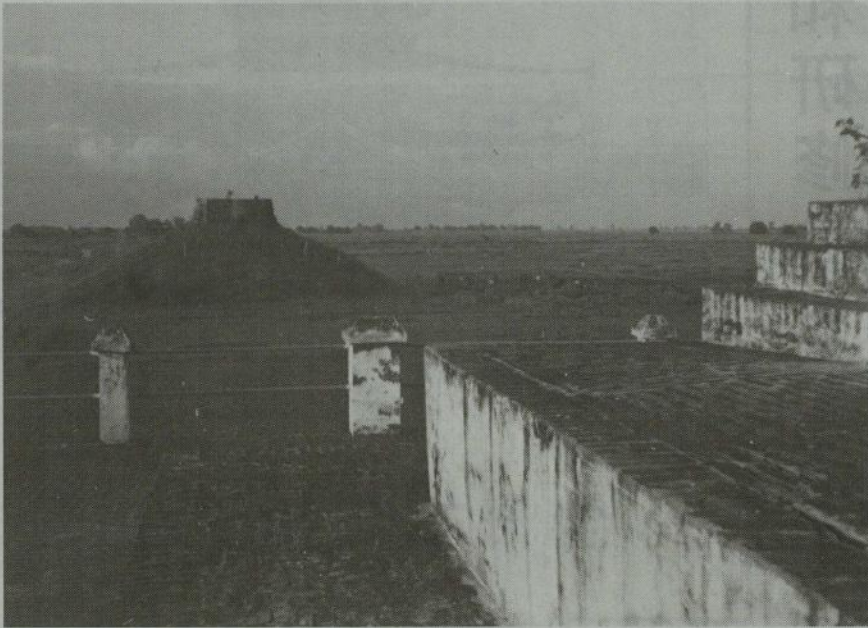
京都市東山区七条東瓦町
 真言宗智山派宗務庁内

事務総長	小沢照椿
組織部長	二株明生
国際部長	小林忍戒
文化部長	長谷川順雄
教化部長	出雲路善嗣
審議部長	小泉宗和
総務部長	堀井隆俊
他	職員一同

ネパールの現地を訪れて

ルンビニー視察団の報告

僧院建設予定地に記念植樹



昨年十一月十日から七日間にわたって、全仏・ルンビニー視察団（団長・小野島元雄全仏事務次長）の一行十四人が、ネパールの現地を訪れた。視察団は、今後全仏がルンビニー復興に取り組むに当たり、貴重な情報を得て、全員元気に帰国した。以下は、国際部による、その報告である。



摩耶堂から見たルンビニー全景（上）とネパール首相へ団長から記念品

十日の早朝、成田空港を出発した一行は、タイのバンコクで一泊した後、十一日午前十一時、カトマンズ空港に到着した。ネパール国ルンビニー開発委員長・ロクダルシャン氏の出迎えを受け、ホテルへ直行してわずかな休息をとった後、さっそく政府官舎で、カシナツ労働交通大臣、シャルマ労働交通局長らと会談した。

このルンビニー開発計画は、ネパール政府内では労働交通局所管の問題であり、労働交通大臣は、ルンビニー復興問題について、日本仏教徒のできる限りの御協力をお願いしたい」と述べられた。さらにこの夜、カトマンズ市内のブルースターホテルにおいて、ルンビニー開発委員長主催による歓迎レセプションが行われ、カシナツ大臣、シャルマ局長をはじめ、ネパール政府観光局、考古学局、外務省など、十数人の方々から歓待を受け、懇談の機会をもった。

航空写真撮影に成功

翌十二日には、午前十時半、タバ・ネパール首相との会見が実現した。タバ首相は、昨年二月に全仏特使として現地を視察した加藤前総務局長の時と同様に、「ネパールの国家計画としてのルンビニー復興にあたり、世界各地の仏教徒、特に日本仏教徒の援助・協力を強く要望します」と述べられ、それに対し小野島団長は「どの程度の規模になるかは、まだわからないが、釈尊聖地の復興について、できるだけ協力ができよう、努力し

たい」と言明した。

ホテルで昼食の後、一行はいよいよ目的地のルンビニーに向け、カトマンズ空港からロイヤルネパール航空機で出発した。約一時間の飛行の後、シッタルタナガル空港到着直前、信じられない事が起こった。同行していたロックダルシャン・ルンビニー開発委員長が搭乗機のパイロットに、私たち一行のためにルンビニー周辺を飛行するよう命じたのである。おかげで私たちは、上空からルンビニー全景をながめることができ、また航空写真の撮影にも成功した。この紙面でロックダルシャン氏に感謝したいが、突然の要望に不平をもらさなかった、パイロットや他の乗客を見て、お国柄の違いをつくづく感じさせられた。

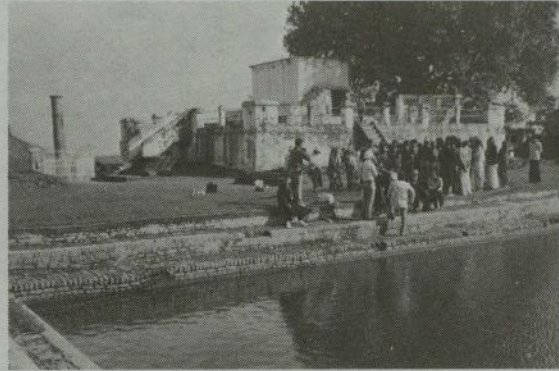
シッタルタナガル空港到着後、約一時間、パイヤヤマンゴウの樹が両側に植えられた道をバスにゆられ、ルンビニーへ到着。さっそく摩耶堂内で、この視察団副団長である、臨済宗建長寺派宗務総長・本場大龍師導師のもとに、法要が行なわれた。この時、本場師は、摩耶堂参拝を記念して、次のような偈をつくられ、披露された。

仏母胎藏撰仏身 腋間開誕独尊人
遙来相見毘圍禪 唯思星光禱劫寿

摩耶堂内には、日本の仏教信者から贈られた、天がい、警台、ローソク立てなどが置かれ、礼拝するに適した様相を呈していたが、面積については、人が十二、三人入るといっばいになる狭さであり、もう少し広い御堂にしなければ、と改め

て感じさせられた。

また摩耶堂には、丹下健三氏が作成したルンビニー開発の基本計画（マスタープラン）の模型があり、一行は、摩耶堂周辺を視察の後、その模型をもとに、ロックダルシャン氏から説明を受けた。そして模型の中の建物の位置などを、一つ



産湯をつかわれた池

一つ実際の地形と確認しながら、質疑応答をした。

このルンビニー開発計画は、約十一年前に、国連事務総長だった故ウ・タント氏の意向で計画されたが、当初はほとんど現地における進展がみられなかった。ロックダルシャン氏の話によれば、同氏がこの計画にたずさわった、ここ四年は

どの間に、植樹、道路建設、土地買収など、わずかではあるが進展がみられるようになった。そこで同氏としても、あと七年位の間、各国僧院の建設など、第一段階を終らせたいとのことだった。

送付の質問に回答

また、今回の視察に先だち、全仏からルンビニー開発委員会に送付しておいた「質問及び要望事項」に対する回答が、この時得られた。聖なる園の設計案には、何の構築物も計画されていないが、その理由は？という質問だが、ネパール側としては、聖なる園の主たる目的は、仏陀生誕地の平和で静穏な環境を作り直すことであり、現在存在している、故マヘンドラ王によって建てられた記念柱さえも、聖なる園の外側へ移し変えられるであろう、ということだった。

摩耶堂周辺視察の後、夕暮れの中、すぐ近くにある国連開発事務所でお茶の接待を受け、宿舎のルンビニーホテルへ帰った。

翌朝、朝食後、ジープで摩耶堂から北へ一キロほど離れた、僧院を建設するために日本へ提供される予定の土地などを視察した。ここで小野島団長の手で、パイヤの記念植樹が行なわれた。それからルンビニー開発のため、ネパール政府が買収した土地の境界線までジープで向かったが、あまりの広大さに、計画の第一段階が果して今後七年間に完成させ得るであろうかと、考えさせられた。開発地域をほぼくまなく視察し終え、一行は

カトマンズへ戻るために、再びシッタルタナガル空港へ向った。

夜の悪路、四百キロ

ここで、とんでもないハプニングが起こった。一日一便しかない、カトマンズ行きの飛行機が天候不良のためキャンセルとなったのである。しかたなく一行は、カトマンズまで四百キロの道程を、ロックダルシャン氏が急遽調達した二台のジープに分乗して出発することになった。

夜間の走行であり、道は大変な悪路、途中の川は車両運搬用のいかに渡るなど、難行苦行の末、延々十時間の旅が続いた。団員にとって、この視察旅行で一番の思い出となったであろう。仏陀の御加護により、翌朝四時、無事にカトマンズのホテルへ到着した。全員クタクタになり、午前中はホテルで休息。

その日の午後、カトマンズ市内観光を行ない、夕方ロックダルシャン氏と事務局との最終討議、さらに夜には、小野島団長主催によるネパール開発委員会への答礼の晩餐会を開催した。カシナツ労働交通大臣も出席され、団員と最後の懇親を深めた。

翌日、午前十一時発のタイ航空機でカトマンズを去り、バンコクで一泊した後、十六日、全員無事に帰国した。

厳しいスケジュール、難行苦行の第一回視察旅行だったが、長期展望を必要とするルンビニー復興計画のためには、あらゆる面で有意義な視察だったといえよう。

「宗教法人税制の基本的考へ」 方とその大綱」

大蔵省主税局税制一課主税調査官

原 一郎

全仏の税務委員会では、昨秋二回にわたって専門家を招き、法人税と固定資産税について説明を受けた。以下はその講演要旨である。(文責・文化部)

宗教法人(公益法人)は、本来営利を目的とした事業をするわけではないので、法人の活動に伴って生ずる所得は、原則非課税です。ただ付随事業として行われる、収益事業から生ずる所得には課税されます。収益事業に対する課税も、その税率は一般の株式会社などに比べると、低くなっています。一般会社の原則が、四二%と三二%なのに対し、公益法人は二五%です。

また、収益事業にだけ課税するわけですから、公益事業から生ずる所得と、収益事業から生ずる所得とは、経理をきちんと分けてもらわなければならない、と税法で定められています。そうでないと課税対象でないものまで税をかけられたり、その逆の場合もありえるからです。さらに公益法人につきましても、寄付金など特別な規定があります。宗教法人の収益事業は、あくまで付随事業で、本来の公益事業の経費が足りないから、その分を補うためのものです。そこで収益事業から生じた所得を、公益事業で使うことになれば、これは寄付金とみなすわ

けです。ただし公益法人の場合、所得の三〇%が損金あつかいになります。つまり、公益法人が行う収益事業は、その所得の七割に対し、先ほどの二五%という税金がかかるということです。

公益法人は、現在、約二十三万ほどあり、そのうちの八割弱、十八万が宗教法人です。しかし公益法人全体で、実際に法人税を収めているのは、五十四年の数字でも一万一千位しかありません。これは税法上の収益事業の範囲が限られていることと、また収益事業をやっているにもかかわらず、利益がないと、税金を収めることにならないからです。

法人税制は、昭和二十五年に基本的枠組みが出来、その後大きな改正はありません。ただ税率は、昭和二十五年に全法人一律で三五%だったのが、その後、一般の法人の税率が下がる時は、公益法人の税率も下がり、反対に一般の法人を上げた時は、上げずにそのまま来て、今年に入って初めて二%あげ、二五%となったわけです。もう一つ、収益事業の範囲が、昭和二十五年当時、二十九種だったものが現在三十二種に拡大されています。その程度の変更です。

申がでされましたが、その中で、公益法人と一般の法人の税率格差は、縮小する方向で検討するのが適当である、というております。また収益事業の範囲についても、最近公益法人の事業が多様化しているから、実態に即した見直しをすべきだといっております。このように財政再建で、税制の見直しが行われている折、公益法人に対してもきびしい目が注がれています。

さらに国会の大蔵委員会などでも最近、公益法人の監督が不十分である、休業状態にあるものは法人格を取り消せとか、公益法人の所得の使い方をみると、政治献金とか役員の実費といったように、法人本来の目的にそぐわないものが目立つ、等の声が出始めています。以上のように世の中の、宗教法人をふくむ公益法人に対する目は、非常にきびしくなっているのが現状といえましょう。

固定資産税の諸問題

自治省税務局固定資産税課課長補佐 堤 新一郎

また「公益法人(宗教法人)に対する固定資産税の諸問題について」自治省税務局固定資産税課課長補佐、堤新一郎氏は大要つきのよう講演された。

固定資産税は、地方税の一種で、固定資産の所在する市町村が、課税団体となり、税は、土地と家屋と償却資産に対してかけられます。地方税の中で、固定資産税の占める割合は、全国平均で約三分の一と、貴重な財源になっています。五十六年度は、全国で二兆八千億円の税収がみこまれています。

固定資産税は、その資産の毎年一月一日現在の所有者に対してかけられます。固定資産の評価は、三年ごとに行われて適正な評価が出されるわけですが、昭和五十七年はちょうどその評価変えの年に当たります。たとえば地価をみると、前

回と比べ、約三割もの上昇となっています。固定資産税は、課税標準額に税率をかけて税額を出し、その全国での標準的税率は一・四%となっていますが、いっぺんに三割も税負担が増えるのは問題です。負担調整措置がとられております。

昨年七月に出された、第二次臨時行政調査会の答申では、租税特別措置の見直しを強調しています。固定資産税にも、非課税、あるいは課税標準の特別措置を設けているものがあります。

たとえば、地方税法三四八条二項には、宗教法人が専らその本来の用に供する、宗教法人法第三条に規定する境内建物および境内地は非課税とされています。また墓地や宗教法人が設置する幼稚園や博物館なども非課税です。

ここで、宗教法人法が第三条で規定する境内建物および境内地をどう解釈するか、という問題が生じます。これにつきましては、各市町村から様々な照会が寄せられ、いろいろな行政実例が出されています。ところが、互いに矛盾した行政実例があったりして、統一がとれませんでした。そこで「宗教法人が所有する庫裡、社務所等は、専ら宗教の用に供するものと認められるので、他人の止宿の用に供しているなど、その使用の内容が明らかに宗教の用以外の用に供しているものと認められるものをのぞいては課税しない」という、今でいう事務次官通達が、昭和二十九年五月に出されました。

現在でも、境内建物を使った結婚式場に対する課税はどうなるのか、等の問い合わせが寄せられています。自治省としては、境内建物は、明らかに宗教活動の用に供するといえないもの以外は、非課税という原則を答えています。また居住用の部分につきましては、明らかに境内地の外に、独立して自分の生活を営まれているような住宅は、境内建物とはいえません。さらに結婚式場は、使用の実態が明らかに借しホールとして、宗教の用以外の用に供されているもの以外は、一定の期間だけ結婚式場として使われても、課税の対象にならないということです。

過を振り返ると、「靖国神社法案」の延長線上にあるものと考えざるを得ません。日本国憲法は、第二十条において、人間の内的自由の問題に、公権力が干渉してはならないことを明記し、第八十九条において、信教の自由を完全なものとするため、制度上、これを保障しております。公的地位にある人が、その資格において靖国神社へ参拝することは、正式の公式の如何を問わず、靖国神社に祀られている神と国とのかわりを、今日と全く異質なものにすることであり、「信教の自由」、「政教分離」の原則に抵触することは、疑いのないところであります。信教の自由の確保は、宗教者にとって

生命にも替えがたいものであり、このことは幾多の歴史が証明しております。憲法上の疑義も否定できず、また靖国神社法案とのかかわりの中で、多くの問題点が指摘されるこのたびの自由民主党の党議決定は、本会として、これを黙視することはできないものであります。本会といたしましても、靖国神社に祀られる英霊ならびに、戦災殉難者への追悼・供養のことは、何人にもひけをとらないものであります。以上のご考慮いただき、関係各位の慎重なるご配慮を切にお願い致します。 合掌

財団法人 全日本仏教会
理事長 鱒淵 正浩

靖国神社 題問

自民党へ声明書

慎重な配慮を求め

去る十一月四日に開催された、全仏の常務理事会決議に基づいて、左記のような「声明書」が、自由民主党あてに提出された。

「靖国神社等への正式参拝について」という自民党の党議決定に関する声明書」

本会は、自由民主党が去る七月二十八日、上記の件に関して党議決定したことにつき、慎重に検討した結果、下記の点

を声明するものであります。

記

靖国神社法案が、去る昭和四十四年六月三十日、自由民主党の議員立法として、第六十一通常国会に提出されて以来、本会は常に「信教の自由」、「政教分離」の原則の観点から、この法案の持つ問題について世に訴えてまいりました。

このたびの自由民主党の「靖国神社等への正式参拝について」の党議決定は過去十有余年の靖国神社問題についての経

国宝、重要文化財でも自民党へ要望書

も自民党へ要望書

さらに、加盟各宗派などからの要請もあつて、左記のような文化財保護に関する「要望書」が、自由民主党・文教部会ならびに文教制度調査会あてに出された。

「**国宝、重要文化財の修理・管理・防災事業の充実についての要望書**」

国宝・重要文化財は、我が国の歴史文化の正しい理解のために欠くことの出来ないものであり、細心の注意をもって修理、管理、防災等に努め、子孫に永く伝えるべき貴重な文化遺産であります。

私ども所有者はその自覚のもとに保存管理に日夜苦心を重ねておりますが、窮

迫した財政状態等により、保存に必要な措置を講ずることが困難となっており、このままでは文化財保護に問題を生ずるおそれがあります。

私どもも文化財所有者の立場から最善の努力を傾けておりますが、国においても文化財の保存管理事業の充実をめざし、つぎのように各項について格別の財政措置を講ぜられるよう切に要望いたします。

記

- 国宝・重要文化財等保護対策の充実
- (一) 国宝・重要文化財の修理・防災の充実
- (二) 伝統的建造物群の整備充実
- (三) 文化財保存施設の整備

財団法人 全日本仏教会
理事長 鱒淵 正浩

年 新 賀 謹

曹洞宗宗務庁

管 長 秦 慧 玉
 宗務総長 田 中 亮 三
 参 議 志 保 見 道 雲
 参 議 梅 田 信 隆
 総務部長 永 井 孝 道
 人事部長 伊 藤 襄 爾
 教化部長 朝 日 泰 峯
 伝道部長 三 宅 心 戒
 教学部長 吉 岡 棟 一
 財政部長 藤 原 正 秀
 出版部長 豊 島 戒 禅

東京都港区芝二一五一一
 〒105 〇三(四五四)五四一一

浄土真宗本願寺派

西 本 願 寺

京都市下京区堀川通花屋町下ル
 本願寺門前町
 〒600 〇七五(三七七)五一八一

浄土宗宗務庁

宗務総長 武 田 齋 彦

宗 務 庁
 京都市東山区林下町四〇〇
 〒605 〇七五(五二五)二二〇〇
 東京事務所
 東京都港区芝公園四一七一四
 〒105 〇三(四三六)三三五一

総本山金剛峯寺

高野山真言宗宗務所 御遠忌大法会事務局

座 長 主 裁 森 寛 紹
 管 長 森 寛 紹

執行長 阿 部 野 竜 正
 宗務総長 阿 部 野 竜 正
 監 阿 部 野 竜 正

和歌山県伊都郡高野町高野山
 〒648 02 〇七三(六五)二〇一一

和 宗

総本山 四天王寺

大阪府天王寺区四天王寺一
 一一一八
 〒543 〇六(七七)二〇〇六六

念法真教教団 総本山金剛寺

灯 主 小 倉 靈 信

大阪市鶴見区緑三十四一三二
 〒538 〇六(九一一)二二〇一

孝 道 教 団

統 理 岡 野 正 貫

副 統 理 岡 野 鄰 子

横浜市神奈川区鳥越三八
 〒221 〇四五(四三三)二二〇一

年 新 賀 謹

真言宗智山派宗務庁
総本山智積院法務所

管 主 長 上野 頼 榮
 宗務 寺務 総長 小澤 照 禧
 教 学 部 長 高野 一 能
 財 務 部 長 山内 隆 敞
 総 務 部 長 堀井 隆 俊
 教 化 部 長 吉野 快 弘
 法 務 部 長 佐藤 良 盛
 出 張 所 長 小峰 一 允
 別 院 執 事
 御 遠 忌 勸 募 部 長 岡本 實 良
 〒605 京都市東山区七条東瓦町九六四
 ○七五(五四一)五三六六一

総本山醍醐寺
真言宗醍醐派宗務本庁

管 座 主 岡田 宥 秀
 宗 務 総 長 岩城 秀 雄
 執 行 部 長 大沢 自 聚
 教 学 部 長 齋藤 明 道
 財 務 部 長 水守 俊 英
 〒601 京都市伏見区醍醐東大路二二
 ○七五(五七一)〇〇〇二一

真言宗東寺派宗務所

管 長 草野 栄 龍
 宗 務 長 吉川 律 城
 教 学 部 長 大野 大 雅
 財 務 部 長 真田 快 尊
 庶 務 部 長 北川 亮 暁
 宗 議 会 議 長 片岡 実 雄
 副 議 長 岡田 教 果
 予 算 委 員 長 勝田 卓 禅
 決 算 委 員 長 峯 孝 雅
 教 学 委 員 長 藤井 良 晃
 広 報 委 員 長 井上 信 祐
 審 議 会 会 長
 〒615 京都市右京区西京極葛野町四
 ○七五(三二二)二〇一七

新義真言宗

管 長 加藤 太 信
 宗 務 総 長 広沢 純 孝
 文 京 区 湯 島 四 一 六 一 二 一
 湯 島 ハ イ タ ウ ン B 一 1 2 1 1
 新 義 真 言 宗 宗 務 所 東 京 出 張 所
 〒113 〇三(八一四)三四六四

真言宗善通寺派
総本山善通寺

管 主 長 蓮生 善 隆
 宗 務 総 長 阿部 本 宣
 執 行 部 長 務 山 地 善 真
 〒765 香川県善通寺市善通字町六一五
 ○八七七六(二〇一)一

年 新 賀 謹

真言宗豊山派宗務所

管 長 築山定誉

宗務総長 久保埜太清

総務部長 高山宥進

教化部長 吉田俊誉

財務部長 鳥居慎誉

教務部長 鴨志田秀純

弘法大師千五百五十年

御遠忌記念事業委員会

事務局長 飯塚正雄

東京都文京区大塚五の四〇の八
〒112 〇三(九四五)〇六三九

真言宗国分寺派

大本山国分寺

管 長 西口公教
座 僧 正
(大阪市仏教会長)

宗務総長 足立有教
(宝塚市市会議員)

大阪市淀川区国分寺一の六の十八
〒531 〇六(三五一)五六三七代

真言宗御室派宗務所

総本山 仁和寺

管 長 立部端祐
門 跡 橋本隆応

宗務総長 東 快雄

執行部長 高 谷 博

執行部長 西 本 善雄

執行部長 華務長 手 嶋 千 俊

京都市右京区御室大内三十三
〒616 〇七五(四六一)一一五五

妙見宗宗務本庁

管 長 野間秀昭

宗務総長 平 田 忠 義

大阪府豊能郡能勢町野間中七一八
〒563 01 〇七二七(三七)〇〇二八

日光山輪王寺

門 跡 柴田昌源

執事長 鈴木常俊

栃木県日光市山内二三〇〇
〒321 14 〇二八(五四)〇五三一

真言宗智山派大本山

高尾山薬王院

貫 首 山本秀順

東京都八王子市高尾町二二七七
〒193 〇四二(六六一)一一一五

西新井大師

総持寺

東京都足立区西新井一の一五の一
〒123 〇三(八九〇)一三三四五

年 新 賀 謹

真言宗智山派

大本山川崎大師平間寺

貫首 高橋隆天

院代原 教運

執綱 茂木隆応

総務 馬本克美

執事 原隆愿

常務 滝沢讓

常務 小林俊一

川崎市川崎区大師町四一四八
〒210 〇四四(二六六)三四二〇

総本山 知恩院

執事長 鶴飼隆玄

局内執事一同

京都市東山区林下町四〇〇
〒605 〇七五(五三一)二二一一

日蓮宗 身延山久遠寺
総本山

法主 望月日滋

総務 竹下日康

山務員一同

山梨県南巨摩郡身延町
〒409 25 〇五五六(二)一〇一一

曹洞宗大本山總持寺

監院 大道晃仙

横浜市鶴見区鶴見町二一一一
〒230 〇四五(五八一)六〇二一

真言宗豊山派

総本山 長谷寺

化主 築山定誉

事務長 永見聖宏

奈良県桜井市初瀬町七三一の一
〒633 01 〇七四四(四)七〇〇一

聖觀 音宗

金龍山浅草寺

東京都台東区浅草二一三一
〒111 〇三(八四二)〇一八一

真言宗大覚寺派

大本山大覚寺

京都市右京区嵯峨大沢町四
〒616 〇七五(八七二)〇〇七一

黄檗宗大本山萬福寺

管長 村瀬玄妙

宇沼市五ヶ庄三審割三四
〒611 〇七七四(三)三三九〇〇

年 新 賀 謹

財団法人

埼玉県佛教会

会長 岩崎 風栄

副会長 山本 道隆

副会長 江連 俊則

常務理事 河野 亮永

事務局長 北之内 真龍

浦和市高砂四十三一十八
〒336 〇四八八(六一)二二三八
佛教会館

東京都仏教連合会

会長 小峰 順誉

理事長 岩崎 宗秀

常務理事 一同

監事 一同

事務局長 白川 謙敬

京都市 仏教会

会長 立部 端祐

副会長 横井 鶴洲

副会長 葉上 照澄

理事長 小林 忍戒

事務局長 宮城 泰年

京都市左京区聖護院中町一五
〒606 〇七五(七五一)六九九八
聖護院内

茨城県仏教会

会長 大橋 孝仁

事務局長 小原 泰寿

顧問 ・ 理事 一同

評議員・事務局員 一同

茨城県多賀郡十王町友部一九九〇

〒319 13 〇二九三(三三二)二〇五一

事務所 水戸市八幡町二一六九
〒310 〇二九二(二二)五二二九
祇園寺内

愛知県仏教会

会長 木村 正範

副会長 宇佐美 諦練

副会長 瀬辺 淳信

副会長 松林 法泉

名古屋市東区東桜二一六五
〒461 〇五二(九三二)八一二四
梅屋寺内

千葉県仏教会

会長 渡部 日皓

理事長 土持 良栄

千葉県茂原市下太田一五六五
〒299 41 〇四七五(三四)三五八二
萬光寺内

真言宗豊山派
大本山護国寺

貫首 小林 良弘

文京区大塚五十四〇一
〒112 〇三(九四一)〇七六四

年 新 賀 謹

財団法人

仏教伝道協会

監	監	監	理	理	理	理	理	理	理	理	會
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	長
三	坂	芝	沼	高	芝	松	雲	中	宮	沼	長
原	東	田	田	辻	原	原	藤	村	本	田	沼
信	環	徹	惠	惠	泰	義	道	元	正	惠	田
一	城	男	範	雄	音	道	道		尊	範	田

東京都港区芝四の三の十四
〒108 〇三(四五五)五八五一

真言宗中山寺派

大本山中山寺

宝塚市中山寺二の十一の一
〒665 〇七九七(八六)六五二七

近代仏教研究会

理事長 壬生照順
事務局長 小室裕充

東京都台東区元浅草一十七二
〒111 〇三(八四四)三六四八 華藏院内

財団法人

国際仏教興隆協会

名誉総裁 秦 慧玉
理事長 巖谷 勝雄
役員 一同

東京都目黒区中目黒五一二四一
〒153 〇三(七一)七六〇八 祐天寺内

社団法人

全日本仏教婦人連盟

理事長 山本 杉

事務局 一同

東京都豊島区北大塚二一一一
〒170 〇三(九一〇)一二八九 大塚プラザビル七F

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 浜田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)
電話 代表 (841) 4965

お寺に仏旗をかがげよう

大	140C-	よこ	210C	¥13,000円
中	90C-		135C	¥5,000円
小	70C-		100C	¥3,000円
手旗	35C-		50C	¥1,500円

別染製 堅牢 (全日本仏教会制定意匠登録済)

各地区仏教会でまとめて御注文の際は
価格の御相談に応じます。

日の丸・仏旗バッチ

¥五〇〇円

法輪バッチ

径1cm、ネジ式
¥一、〇〇〇円

全仏輪袈裟

こげ茶、法輪マーク付き
¥一、五〇〇円

(財)全日本仏教会

寄付募集と行政関与

長野県中野市S寺の場合

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川正浩

長野県中野市のS寺では、境内にある聖徳太子殿の復興のため、復興委員会を設立し寄付を集めた。中野市には「市寄付募集条例」が存在するので、同寺ではこの条例に従って市長の許可をうけた。

目標額二百万円、募集期間二ヶ月として浄財を集めたところ、最終的に五百万円が集まった。これを知った市の担当吏員は、条例違反を理由に、目標額に達したときには募集を中止、また超えた金額は寄付者に返還すること、そうしないと処罰される旨の強い行政指導を行なってきた。

中野市仏教会では、市長と市議会議長にお伺い書を提出するとともに、条例と宗教法人法との関係等について、市の見解をただし、市側と話し合いに入った。

中野市金銭物品等の寄付募集に関する条例抜粋

第一条(目的) この条例は、市内において、金銭物品等の寄付を募集する者をして、その行為を公明にし募集金品の經理の公正をはかるとともに、その濫行を防ぐことを目的とする。

第二条(用語の意義) この条例で、「募集」とは、後援費、賛助費、基金、分担

金その他の名称の何たるを問わず、多数人に、金銭物品又は財産上の権利の授けを促す行為をいう。

第七条(募集の期間) 募集の期間は三十日をこえてはならない。ただし、特別な事由があるときはこの限りでない。

第九条(帳簿書類の備付) 募集責任者は別に定める帳簿その他の書類を備え、つねに募集金品等の現在高その他必要事項を明らかにしておくなければならない。

第十条(帳簿書類の提出及び調査) 市長は、関係人から請求その他の必要があると認めるときは、前条の帳簿その他の書類の提出を命じ、又は市吏員をして調査させることができる。

第十四条(罰則) 次の各号の一に該当するものは、五万円以下の罰金に処する。各号は略。

【問題点】 この紛争は、市の条例が信仰の自由の原則や、宗教法人法八十四条の留意事項への配慮を全く欠いていたことに起因する。

まず、宗教団体の行う勧募は一ヶ月単位が多い。しかし条例は一ヶ月を原則とし、しかも宗教団体が行う勧募は檀信徒

の宗教行為と不可分になされる。因みに檀信徒が行う寄付は、仏教では喜捨といひ、これは財施である。これを市長の権限で停止させたり、返還させたりすることは明らかに宗教活動への介入である。

S寺の場合も、毎日のように担当吏員から復興委員長らに電話が入り、復興事業に影響も出た。

【今後のための検討】 長野県下十七市のうち十市が同様の条例をだし、全国的にはかなりの数と思われる。

中野市の担当吏員のように、条例の文書だけを文理的に解釈すれば、当然宗教法人にも適用され、今後とも紛争が予想される。

紛争を回避するには、まず条例を改正することで、宗教法人が宗教活動の一環として、檀信徒に宗教行為を求める場合を条例のいう「募集」から排除しなければならぬ。この場合、種々問題があるが、信仰の自由や宗教法人法の趣旨と矛盾しないよう十分な検討が必要である。

また、条例の解釈等運用上の解決策はないかと考えますと、前述の「募集」には該当しないと解することはできないかということである。これが可能なら宗教法人は市長の許可を求める必要もないことになる。

宗教法人が行う勧募を、すべてこの募集に該当すると解することは、宗教法人法八十四条に抵触し、ひいては憲法二十一条の「信仰の自由」に反する結果を招いてしまうので、この条例をなるべく宗教法人法や憲法に抵触しないように解釈運

用されることが要求される。

【中野市の経緯】 中野市と同市仏教会との話し合いは円満に解決したとの報告をうけているが、今後、同趣旨の条例をもつ市町村の適切な対応が望まれる。しかしこのように解したからといって、決して宗教法人の自由放しを認めるものではない。宗教法人側においても、市民

社会のルールからの批判をうけないよう自戒に務めなければならないことはいうまでもない。

機構改革委が解散

所期の目的一応達成

昭和五十六年度第三回機構改革特別委員会は、十一月二十六日午後四時より、東京グランドホテルにて開催された。

同委員会は、昭和五十四年の十二月に第一回の委員会を開き、以来、全仏の寄付行為の見直しによる会長の推戴、理事定数、会長・理事長の職務権限、時局対策部の設置、事務総局の人事などを審議し、理事会に答申した。

その結果、理事長の選出などについては、再度検討するようということになり、五十六年九月七日に第二次の委員会が開かれ、会長推戴委員会、理事長選定などについて審議を重ね、同年十月三日の理事会に報告し承認された。

以上のように二年間にわたり十回開かれ、所期の目的を一応達したので、この第三回委員会で諸報告を行ない、小野島次長よりのお札の言葉をもって解散することとなった。

台湾へ仏書を

台湾新竹市の福嚴仏学院（尼僧養成機関）では、現在約七〇人の尼僧さんが修行を続けていますが、日本仏教に関する学術書・雑誌（日本語のもの）がほとんどなく、非常に困っています。そこで日本の仏教徒あてに、図書の寄贈を依頼してまいりました。学術書ならば、どんな内容のものでもかまわないそうです。

両国仏教徒の友好親善のためにも、ぜひ皆様の暖かいご支援をお願いいたします。お問い合わせは、全仏文化部まで。

同和研修会講演要旨（3頁つづき）
 仏教と部落問題のかかわり
 奈良県同和教育推進協議会
 委員・蓮池瑞旭

「差別をつくった基は、江戸時代の幕藩体制で、当時の仏教もその中に組み込まれていた。今日、問題となっている差別発言や差別戒名等をみると、今こそそれぞれの教団が、教義や教団史の見直しをはからなければ、宗祖の教に立ち返ることはできないと思う。同和問題は、糾弾を受けたから取り組むのではなく、仏教者として、自己の問題として取り組まなければならない」

基本的人権と同和問題
 大阪市立大教授・村越末男

「差別の実態を知るよい方法の一つは、失業率をみることだ。現在、同和地区の失業率は、全国平均の十倍にもなっている。逆に大学への進学率は、全国平均の約半分にすぎない。日本は昔から国権意識が強く、基本的人権という考え方は存在しなかった。そのため、この経済大国が、世界人権規約を批准したのは、世界で六〇番目という遅さである。差別は、特に経済状況が悪くなると顕在化する。現に全国の大学に、部落民を殺せ、などという落書きがはじまっている」

同和推進のために

同和委員会委員長 橘 了法

「生きとし生けるものはみな仏の子である」といわれる。凡そ仏教における平等の原理はここにあるといえる。經典の中に、人間平等の原理を示した言葉は無数にある。いや「平等覚」が仏の名であることは、それが仏教の根本理念であることをあらわしている。

だが問題はその次にある。「だから私たち僧侶が差別するはずがない」というところに、僧侶の差別性の根がある。「みな仏の子」とは、仏の悲願である。その悲願は、あらゆる衆生の苦

しみをわが苦しみとせん、という大乘菩薩道の魂に支えられているのである。歴史社会の中に呻吟する大衆の存在を見ながら見ぬふりをし、「みな仏の子」とは何事であるのか。

日本仏教の歴史は、「みな仏の子」の大合唱の中で、絶え間なく差別し続けて来た歴史以外の何ものでもない。

「みな仏の子」「みな平等だ」と言いつつ、食うものなく飢餓する大衆を傍らに飽食し、着るものさえない人々を他所にぬくぬくと何十万何百万円の方法

衣に身をつつんでいる姿そのものが、差別者の姿である。大莊園をもち大伽藍を建立し、あまつさえ苛斂誅求をほしいままにし、権力者に阿諛追従してきたのが、私たち僧侶の歴史でなかったか。その歴史が町田氏の発言となつて、二十世紀の現代に表面化したのである。

日本仏教にかかわる私たち一人一人、各宗各派が同和問題にとり組むことは、この日本仏教の歴史を省み、真に民衆にひらかれた仏教の歴史を創造せんという「願」をもつことに他ならない。

それなくしては、「みな仏の子」という仏語は、そのまま差別語に他ならぬ。

宗教界には最もゆかりの深い菩提樹と蓮の花を育ててみませんか!!

成道ゆかりの樹……菩提樹(印度ブッタガヤ産直輸入品) 苗代¥10,000(鉢付)

極楽浄土の華……蓮(チャワンパス通称姫蓮) 苗代¥7,000(鉢付)

上記の品二点を同時予約注文の場合 特別価格¥15,000

お申込、お問合せは下記のいずれかの所へ御一報下さい!

東京池袋 西武不動産(株)園芸営業所 ☎(03)989-2755
 〒171 東京都豊島区南池袋1の16の15(西武鉄道ビル内)

名古屋 嶺梅金商店 ☎(052)241-0901(代)

(有)かたばみ商事
 〒460 名古屋市中区大通三丁目39番33号



仏教の英語弁論大会

二月二十日、一般の参加を募る

仏教英語研究会（花山勝友会長）では左記の通り「第三回・英語による仏教研究発表会」の出場者を募集しています。

仏教を英語を通して考えてみよう、という方には、この弁論大会はよい機会となると思います。なお、聴講も大歓迎ということとす。

記

日時 二月二十日（土）午後一時半
会場 国際文化会館（東京・麻布）
テーマ 仏教または日本文化と仏教に

＝表紙の写真＝

報恩講

（西本願寺）

浄土真宗の開祖親鸞聖人の忌日に、報恩謝徳の為に行なわれる法会をいい、「御正忌」「御講」ともよばれる。親鸞の滅後、その門侶の間で追慕の情から「毎月二十七日の御念仏」が行なわれていたが、「報恩講式」を作った講会としての形式を整えたのは、本願寺第三代の覚如だった。

親鸞は、弘長二年（一二六二）十一月二十八日に入寂したが、現在、本願

関するもの、標題は自由
発表 英語により七分以内
資格 特になし
なお、詳細については、東京都新宿区西新宿三―五―三、ダイヤモンドパレス八〇二、山田事務所内仏教英語研究会、電話〇三―三四二―六六〇五まで。

事務局録事（十二月）

- 九日 局内会議
- 十日 東京ブテイストクラブ成道会
- 十一日 同和研修会
- 二十二日 局内会議
- 法律相談室

寺派、高田派の本山では、これを太陽暦に換算して一月九―十六日に勤めており、大谷派、興正寺派等その他の諸派の本山は、昔どおり十一月に行なっている。

さらに真宗系の教団に所属する各寺院は、本山より期日を繰上げてこれを修する慣例があり、「御引上」「御取越」ともいっている。

報恩講は、真宗各本山における最大の年中行事として、各地からの参拝者を集めていたことが、多くの古文書に記されている。現在でもこのシーズンになると、東西本願寺など各本山、別院、また全国の真宗寺院で、門信徒の念仏の声があふれる。

* 4月8日はお釈迦さまのお誕生日

花まつり



花まつりポスター

|| 広く統一してご利用下さい ||

花まつりの行事は年々盛大に行なわれていますが、さらに全国的に浸透せしめるため、全日本仏教会では写真のような統一したポスターを作成、広くご利用頂けるよう頒布しております。明るい春の野に静かに立って、天と地をさすお釈迦さまの姿は、見る人の心に安らぎを与えることと思います。下記の要領にて頒布いたしますので各県仏、郡市仏、各寺院、幼稚園、保育園などで広くご利用下さい。

- ◎サイズ 七四センチ×五二センチ
- ◎定価 一枚 百円
- 送料実費

◎申込先 東京都港区芝公園四―七―四 全日本仏教会文化部花まつり係

※送付に時間のかかることもありまので、お早めにお申込み下さい。毎年ギリギリの申込みで四月八日に間に合わないことがありますので……。

昭和五十七年 一月一日発行

発行人 日野照護
編集人 安本利正

発行所 財団法人 全日本仏教会

東京都港区芝公園四―七―四
電話〇三（四三七）九二七五